

成田市滑河文化財保存展示施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、郷土の歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、その教養の向上、調査研究等に資するため、成田市滑河文化財保存展示施設（以下「保存展示施設」という。）を成田市滑川1，142番地に設置する。

(開館時間)

第2条 保存展示施設の開館時間は、午前9時から午後9時（保存展示施設の展示室（以下「展示室」という。）にあつては、午後5時）までとする。ただし、第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がない場合は、午前9時から午後5時までとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 保存展示施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
- (2) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）
- (3) 保存展示施設の管理運営上必要と認められる日で、あらかじめ休館日として掲示した日

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(行為の制限)

第4条 保存展示施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 写真等の撮影を行うこと。
- (2) 印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (3) 機械、器具等を使用すること。

(入館の制限等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保存展示施設への入館を制限し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2) 営利を目的とする行為をし、又はしようとするとき。
- (3) 保存展示施設の施設、設備、備品、器具、展示物等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、保存展示施設の管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

（使用対象者）

第6条 保存展示施設の多目的室（以下「多目的室」という。）を使用することができる者は、本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（使用の許可）

第7条 多目的室を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

（使用の許可の制限）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とする事業その他これに類するものであるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、保存展示施設の管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

（目的外使用及び権利の譲渡等の禁止）

第9条 使用者は、多目的室を許可の目的外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（使用の許可の取消し等）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、多目的室の使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第7条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 第8条各号のいずれかに該当するとき。

（使用料等）

第11条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 展示室の入室料は、無料とする。

3 使用料は、前納とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、後納とすることができる。

（使用料の減免）

第12条 市長は、規則で定めるとき又は公益上必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定めるとき又は必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、多目的室の使用を終了したとき（第10条の規定により使用の許可の取消し又は停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 前項の規定による原状回復に要する経費は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(職員)

第16条 保存展示施設に館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 教育委員会は、この条例の施行の日前においても、多目的室の使用の許可その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

別表

単位	使用料
1室につき1時間	120円

備考

- 1 本市に住所を有し，又は勤務し，若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては，この表に掲げる使用料の額（以下「基本額」という。）に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは，これを四捨五入した額）を基本額に加算する。
- 2 基本額には，冷暖房使用料が含まれるものとする。